

日本スポーツ社会学会だより

No.2 1992. 6. 30.

発行： 日本スポーツ社会学会事務局
〒305 つくば市天王台1-1-1
筑波大学体育科学系
スポーツ社会学研究室内

Tel.

Fax.

振込口座： 日本スポーツ社会学会事務局
宇都宮 9-43962

I. 第1回総会の報告

- (1) 日本スポーツ社会学会会則（改訂版）
- (2) 日本スポーツ社会学会役員選出細則
- (3) 横断誌『スポーツ社会学研究』の発行に関する規定等（暫定）
- (4) 『スポーツ社会学研究』第1号（創刊号）の発行計画
- (5) 1991年度日本スポーツ社会学会事業・決算報告
- (6) 1992年度日本スポーツ社会学会事業・予算案
- (7) 次期学会会場について

II. 理事会報告

- III. 第1回日本スポーツ社会学会をふりかえって
 - (1) シンポジウム「伝統スポーツ（武道を含む）への社会学的アプローチ」
 - (2) 自由報告の概要
 - (3) 発表を聞いて
- IV. スポーツ社会学会に期待すること
- V. 学会情報
- VI. 事務局より

I. 第1回総会(1992.3.30. 奈良女子大学)の報告
以下の議題について審議し、了承されました。

(1) 日本スポーツ社会学会会則(改訂版)

第1章 総則

- 第1条 本会は日本スポーツ社会学会 (Japan Society of Sport Sociology)と称する。
第2条 本会は、スポーツに関する社会学的研究を推進し、会員相互の交流を深めることを目的とする。

第2章 事業

- 第3条 本会は第2条の目的を構成するために次の事業を行う。
1. 国内及び国際的学会大会の開催
2. 研究会、講演会等の開催
3. 機関誌、会報、会員名簿等の発行
4. 研究に関する学際的及び国際的交流の推進
5. 会員の研究に資する情報の収集と紹介
6. 会員相互の親睦
7. その他本会の目的に資する事業
第4条 学会大会は、年に1回以上開催する。

第3章 会員

第5条 会員の種別は次の通りとする。

1 正会員：

スポーツ社会学あるいはこれに関連する諸科学の研究者及びスポーツの社会学的研究に関心を有する者は、会員1名の推薦に基づいて正会員となることができる。

2 賛助会員：

本会の目的に賛同しその事業に協力しようとする、理事会より承認された団体及び個人は賛助会員になることができる。

3 学生会員：

本会の目的に賛同し、その事業に関心を有する学生は学生会員になることができる。

第6条 会員は、本会が編集刊行する機関誌、会報等の配布を受け、本会の行う事業に参加することができる。

第7条 所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けた会員は、次の会費を納入しなければならない。

- 1 正会員 : 5,000円 (年額)
2 賛助会員 : 20,000円以上 (年額)
3 学生会員 : 3,000円 (年額)

第8条 会員で会費の納入を2年間怠った者は、退会したものとみなす。

第4章 役員

第9条 (役員)

- 1 本会の事業を運営するために、正会員の中から次の役員を選出する。
会長 1名
理事長 1名
理事 若干名
監事 2名

2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、任期終了にも拘らず次期役員が決定されない場合は、役員決定まで引き続き前役員が会務を代行するものとする。

3 役員の選出に係わる細部については、理事会において定めた役員選出細則によることとする。但し、この細則は、総会の承認を得ることとする。

第10条 (役員の任務)

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2 理事長は、理事会を総括する。
3 理事は、理事会を組織し、本会の事業の推進と管理運営など会務を執行する。
4 監事は、本会の会務を監査する。

第5章 会議

第11条 本会の会議は総会及び理事会とする。

第12条 総会は、正会員をもって構成し、本会の運営に関する重要事項を審議決定する。総会の議案は、予め会員に知らせなければならない。

第13条 総会は、会長が召集して毎年1回開催する。但し、理事会が必要と認めた場合、もしくは正会員の3分の1以上の開催請求があった場合は、臨時総会を開催するものとする。

2 総会は、正会員の過半数の出席(委任状を含む)により成立し、会則改正を除き、出席者の過半数をもって決定する。

第14条 理事長は、理事会を招集し本会運営のために会務を処理する。

2 理事会は、運営の円滑化をはかるため、常任理事会をおくことができる。

第6章 編集委員会

第15条 本会の事業のうち、機関誌の編集を行うために編集委員会を置く。

第7章 会計

- 第16条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入を持って支出する。
- 第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第18条 決算報告及び予算案は、総会において承認及び審議決定される。

第8章 事務局

- 第19条 本会の事務を遂行するために事務局を設ける。
- 第20条 事務局は会長が指名する担当理事の所属する研究機関におく。

付則

- 1 本会則は、総会において出席者の3分の2以上を得た決議により変更することができる。
- 2 本会則は、平成4年3月30日より施行する。

〔2〕日本スポーツ社会学会役員選出細則

日本スポーツ社会学会会則第9条第3項にもとづき、本細則を定める。

第1条（役員選出の原則）本学会が、これまでのスポーツの社会学的研究の歴史的経過をふまえ、体育学並びに社会学をはじめとする関連領域の学際的学会であることに鑑み、役員の選出にあたっては、各専攻分野の会員の意向が反映されるように努めるものとする。

第2条（理事の選出）理事の選出は正会員による無記名投票選挙によるものとする。理事会が郵送による選挙を決定した場合には、郵送によらない投票は無効とする。

第3条（選挙管理委員会）理事の選挙にあたっては、理事会は選挙管理委員を選出し、選挙管理委員会を構成させる。選挙管理委員会は理事選挙の執行について責任を負い、事務局の協力を得て必要な事務を行なう。

第4条（開票立会人）開票立会人は、正会員の中から2名を理事会が依頼する。

第5条（有権者名簿）選挙管理委員会は、会員の専攻分野と所属領域とを記載した有権者名簿を作成するものとする。専攻分野は会員の申出にもとづき、地域は原則として現住所によるものとし、都道府県別で表記する。有権者名簿は、会員住所録をもってかえることができる。ただし、該選挙権、選挙権ともに当該年度までの会費納入者に限る。

第6条（投票）投票は、理事定数の半数（端数切り捨て）

を連記するものとする。ただし、不完全連記の場合も有効とする。

第7条（理事定数）理事の定数は、原則として正会員200名以内のときは15名に1名、200名を超す場合は20名に1名の割とする（端数は切り捨て）。この定数は理事会で予め投票前に会員に知らせることとする。

第8条（理事の補充）選挙の執行後、会長は会員の地域および専攻分野の意向を反映させるために必要と認めたときは、選挙結果を参照して3名以内の正会員を理事として指名の上補充することができる。ただし、この指名・補充された理事の数は定数の中に入らないものとする。

第9条（理事の繰り上げ補充）理事當選者が辞退、もしくは理事に事故があったときは、次点者を理事に繰り上げるものとする。

第10条（会長）会長は、正会員の中から理事会が推薦し、総会において決定する。

第11条（役員の任期）会則第9条第2項の規定にもかかわらず、すべての役員は、3期6年以上連続して役員になることはできない。ただし、途中1期2年以上の間隔があいた場合はこれに抵触しない。

第12条（監事）監事は、理事以外の正会員の中から理事会が委嘱し、総会の承認を受けるものとする。

（付則）第10条および第12条中の総会の承認は、総会出席者の過半数による承認を受けなければ足りるものとする。

1992年2月29日理事会決定

〔3〕機関誌『スポーツ社会学研究』の発行に関する規定等（暫定）

日本スポーツ社会学会の機関誌『スポーツ社会学研究』の発行は、当面、以下に述べる編集規定、執筆要項、編集委員会規定によって行います。

I 編集規定

1. 『スポーツ社会学研究』（英文名：Japan Journal of Sport Sociology、以下、本誌）は、日本スポーツ社会学会の機関誌であり、当面年1回発行します。

2. 本誌の目的は、スポーツ社会学における理論や知識の発展に寄与すると共に、スポーツ社会学における研究を刺激し促進することにあります。

3. 本誌は、原則として、学会会員のスポーツ社会学関係の研究の発表にて充てます。

4. 本誌の掲載原稿は、投稿と依頼とから成ります。

5. 本誌は、論文、研究ノート、書評、業績リスト、その他から構成されます。

6. 「論文」は、総説と原著論文とからなり、学術論文としての内容と体裁を整えたもので、スポーツ社会学の理論や知識の発展に貢献するような体系的なまとまりを持つ必要があります。

7. 「研究ノート」は、スポーツに関する社会調査などの報告を主体にした内容や、スポーツを実践する現場、及びスポーツ社会学を指導する現場からの情報をもとにした研究報告等です。

8. 「書評」は、スポーツ社会学に関連する単行本の全部または一部の概要が明瞭であると共に、その内容に沿った問題提起を含むものです。

9. 「業績リスト」は、学会会員の研究業績において、印刷物として刊行された著書、論文等の書誌情報リストです。

10. 投稿原稿の採否の決定は、審査結果等をふまえて、編集委員会が行います。

II 執筆要項

1. 原稿は、横書きとします。原稿用紙は、A4版横書400字詰です。なお、和文ワードプロセッサーで原稿を作成する場合は、A4版縦置き横書で全角40字20行（ただし、欧文綴り及び数値は半角）とします。

2. 投稿原稿は、コピー3部を含め、合計4部提出します。

3. 論文は、図表等を含めて、16,000字程度です。また、邦文600字以内の要約及び欧文300語以内の要約を添付して下さい。

4. 研究ノートは、図表等を含めて、9,000字以内です。また、欧文200語以内の要約を添付して下さい。

なお、書評や業績リスト等の字数は、編集委員会が必要に応じて決めます。

5. 欧文による論文原稿については、基本的に、日本語文に準じます。原稿は、A4版のタイプ用紙に、通常の字体を使い、タイプまたはワードプロセッサー書きにします。1ページ27行とし、6,000語程度です。

6. 図表等は、別紙にして、本文中への挿入箇所を原稿の余白部分に指定して下さい。

7. 原稿には表紙を必ず付け、その表紙に原稿の種類、タイトル、執筆者名、執筆者肩書、連絡先等を記入します。

8. 掲載論文等の別刷りを希望する寄稿者は、著者校正のときに、その必要部数を朱記して下さい。但し、その費用は全額自己負担です。

9. 引用文献の記述の形式は、当面、次のようにします。

本文中の注番号は該当箇所の右肩に(1)(2)(3)で表示する。

引用文献は本文の該当箇所に〔執筆者名（姓のみ）、西暦発行年：引用頁〕を示し、タイトル等は後の「文献」のところに一括して表示する。

【例】〔青井、1974：81〕〔Elder, 1974：訳書
14-15〕

..「文献」は、著者名のアルファベット順に、
①著者名（外国人の場合も姓を最初に）

②西暦発行年

③タイトル（日本語の場合：単行本は『　』、論文は「　」；

外国語の場合：単行本はアンダーライン＜印刷時にはイタリック体＞、論文は“ ”）

④掲載雑誌名（和雑誌の場合は『　』、洋雑誌の場合はアンダーライン）

⑤出版社名

⑥掲載頁（論文の場合）

を表示する。なお、同じ年に発行された同じ著者の文献が複数ある場合には、「1988a」「1988b」のように発行年の後にアルファベットを付けて区別する。

【例】青井和夫、1974、「家族とは何か」、講談社。

Hareven, T.K., 1982, Family Time and Industrial Time, Cambridge University Press. (正岡寛司監訳, 1990, 『家族時間と産業時間』, 早稲田大学出

版部)

- 森岡清美, 1988, 「女性ライフコースの世代間および世代間葛藤」, 日本社会学会編『社会学評論』 155, 230-239.
- Elder,G.H.Jr., 1977, "Family History and the Life Course", Journal of Family History, 2, 279-304.
- 野々山久也, 1987, 「日本における家族の動向」, 本村汎・高橋重宏編『家族の福祉と未来』, 全国社会福祉協議会, 14-31.
- Hill,R., 1970, "The Three Generation Research Design: Method for Studying Family and Social Change", in Hill, R. and König,R. (eds.), Families in East and West, Mouton, 536-551.
- 経済企画庁編, 1990, 『国民生活白書(平成2年版)』, 大蔵省印刷局。

(家族社会学セミナー編、『家族社会学研究』の「執筆要項」より引用)

III 編集委員会規定

1. 日本スポーツ社会学会は、機関誌『スポーツ社会学研究』を発行するために、編集委員会（以下、本会）を置きます。
2. 本会は、編集委員長と編集委員若干名から構成されます。なお、その編集委員長と編集委員は、理事会の議を経て会長が指名します。
3. 本会の委員の任期は、理事の任期と同じく2年とします。
4. 本会は、会員の投稿原稿の審査のため複数の査読者を委嘱します。
5. 本会は、審査報告に基づいて、投稿原稿の採否、修正指示等の措置を決定します。

（付記）1992年度における本会の事務局を、奈良女子大学に置きます。従って、機関誌に関する問い合わせ、原稿の送り先等は、下記にお願いします。

住所：（〒630）奈良市北魚屋東町 奈良女子大学文学

部体育学教室

氏名：江刺 正吾または菊 幸一

電話：江刺：0742-20-3346、菊：0742-20-3347、

大学の番号案内台：0742-20-3330

FAX：0742-20-3309（文学部事務部）

〔4〕『スポーツ社会学研究』第1号（創刊号）
の発行計画

1992年3月30日に開催予定の総会で、機関誌に関する諸規定の承認をうけて、直ちに以下の要領で『スポーツ社会学研究』第1号の発行作業にはいります。

I 第1号の内容（創刊号であり、特別編集）

①日本スポーツ社会学会の設立総会での講演、シンポジウム内容の収録

講演 「スポーツ社会学への期待」
J. V. ロイ、田原音和
シンポジウム「スポーツ社会学の可能性」
井上 俊、今村浩明

②論文等を数編

II 体裁

①サイズは、B5版とします。

②印刷形式は、2段横書きとします。

③表紙は、表側が和文の目次、裏面が英文の目次とします。

III 第1号発行までの日程

機関誌への投稿の呼びかけ（総会時、そして「学会だより」等による）

①投稿締切：1992年8月31日

②第1回目の編集委員会の開催：同年9月第1週
(投稿原稿の確認、査読者の決定等)

③査読の依頼：同年9月第1週（約25日間）

④第2回目の編集委員会の開催：同年10月第1週

（査読の結果を受け、採否の検討等）

⑤投稿者への審査結果の報告及び内容修正：同年10月第

1週（約15日間）

⑥査読者へ再審査依頼：同年10月第3週（約15日間）

⑦第3回目の編集委員会の開催：11月第2週

（採否の決定、印刷依頼等）

⑧著者による校正（2回）：同年12月第3週から1993年

2月第1週まで

⑨第4回目の編集委員会の開催：1993年2月第2週

（原稿・体裁の最終点検等）

⑩機関誌の完成：同年3月初旬

〔7〕次期学会会場について

第2回日本スポーツ社会学会は、1993年3月下旬に香川大学で行うよう準備が進んでおります。上杉正幸会員（香川大学）が開催事務局を担当いたします。今後、学会についての情報をお知らせしてまいります。

II. 理事会報告

1992年3月31日、12時10分より奈良女子大学にて臨時理事会が開催され、機関誌『スポーツ社会学研究』の編集委員に以下の6名が選出されました。

編集委員長 江刺正吾（奈良女子大学）

編集委員 池井望（大阪学院大学）

伊藤公雄（大阪大学）

影山健（愛知教育大学）

山口泰雄（神戸大学）

菊幸一（幹事、奈良女子大学）

〔5〕 1991年度日本スポーツ社会学会会計報告

自 1991年4月
至 1992年3月

| 収入の部 | 支出の部 |
|---|--|
| ・設立記念大会 終了時の残金 66,975- | ・事務関係経費 (会員長印・学会封筒等) 48,208- |
| ・1991年度学会 会費納入金 1,104,750- (記念大会準備委員 の3ヵ年納入分合) | ・事務アルバイト 42,000- ・理事選挙経費 36,940- ・記念大会立替え分 175,283- ・理評会経費 (京都・東京各1回) 248,760- ・郵送費 59,372- ・会員名簿作成費 20,000- ・次年度総額金 541,144- |
| 合計 1,171,707- | 合計 1,171,707- |

上記の通り相違ないことを認めます。

1992年3月20日

監査 岩戸 雄
監査 金崎 良三

〔6〕 1992年度 日本スポーツ社会学会予算(案)

| 収入の部 | 支出の部 |
|------------------|--|
| ・会費納入金 810,160- | ・学会誌発行 400,000- |
| ・前年度総額金 541,144- | ・編集作業費 120,000- ・事務用品費 50,000- ・事務局作業補助 80,000- ・理評会経費 250,000- ・理事会選挙費用 50,000- ・郵送費(学会通信、理事 会等の連絡費) 81,000- ・予備費 320,304- |
| 合計 1,351,304- | 合計 1,351,304- |

III. 第1回日本スポーツ社会学会（1992.3.30.-31.奈良女子大学）を振り返って

[1] シンポジウム「伝統スポーツ（武道を含む）への社会学的アプローチ」

◆◆発表者の要約◆◆

1. シンポジウムのねらい

これまでのスポーツ社会学研究において、伝統スポーツ、民族スポーツ、そして武道等の運動文化は、ほとんど、あるいは余り研究されてこなかった。研究の対象としては、近代スポーツが圧倒的に多かった。今回シンポジウムのテーマとして伝統スポーツと武道を選んだ背景には、新しい研究領域の開拓と、伝統スポーツ・武道の研究を通して、いわゆる近代スポーツの性格を逆に照射するという、狙いがあった。

社会学の理論、バースペクティブは多様である。異なるバースペクティブから伝統スポーツ・武道に光を当て、バースペクティブが異なることによって伝統スポーツ・武道の多様な侧面が明らかにされることも、主要な狙いであった。このシンポジウムでは、歴史的方法、近代化論、それにブルデュー社会学等の立場から、伝統スポーツと武道について論じてもらった。

2. 多々納 秀雄（九州大学）「制度としての柔道の変容過程」

「我が国固有のスポーツ(?)である武道・相撲等を再検討することにより、現代スポーツの諸特性、さらにはわが国の文化・社会の特性も明らかになる」という、問題意識から、ここでは柔道の変容過程、つまりその形式的・理念的な発展と展開の過程について、発表がなされた。
・戦場の組打（討）ちとして発達した柔術は、16世紀ごろ出現し、その後、江戸時代には多くの流派が生み出された。

・明治維新後の武士階級の没落と開花思想の高揚の中、多くの柔術流派は消滅したが、一部は武術の興業化としての「官許柔術会」として残った。さらに西南戦争以後、武術の意義が再認識され、柔道は警察および学校の庇護のなかで発展する。

・嘉納治五郎によって既存の柔術が理念的・形式的に近代化・合理化され、その事によってその後の柔道の発展がもたらされた。即ち、精力善用・自他共栄の新思想、合理的な技の開発、危険の防止、段級制度の制定等の導入である。

・その後の柔道の発展の過程で、柔道の精神主義化、そして武道と日本の精神の混同が始まるが、柔道などで

の礼儀作法は武道の内容や方法の伝統性に依拠したものであるとは必ずしもいえない。

3. リー・トンプソン「伝統と近代—相撲の場合ー」

相撲は近代以前にすでに確立されていたと、一般に考えられるが、実は近代的な性格を持つスポーツでもある。最強の力士を特定する個人優勝制度が導入されたのは、1926(大正15)年、横綱制度も同様で、横綱が地位として認められたのは1909(明治42)年である。

相撲も幾つかの点でスポーツ近代化の指標にあてはまるが、ただし「世俗化」の点だけは異なる。四股を踏む、塩で清める等の儀式があり、これが伝統的なイメージを抱かせるのだが、しかし近代以前は今ほど儀式的ではなかった。「相撲が社会で受け入れられ、生き残るために意識的に逆世俗化して品位をあげるという演出をしたのだと考えられる。」

伝統スポーツの全てが昔からの伝統であるわけではなく、伝統スポーツの中に近代が挿入されたり、近代のなかで、逆世俗化が試みられたりしており、近代スポーツと伝統スポーツは同時に作り上げられたセットではないか、という点が論点であった。

4. 伊藤公雄（大阪大学）「武道の言説・型・実践—剣道の場合」

伊藤さんは武道における勝負、特に負けるということを社会学的に考察する。その場合、負けないと思っていたのに負ける、すまわち「思わぬ不覚」、予測を外れた負けについて、武道を社会学的に考察した。

・思わぬ不覚は、ある意味でマートンが言った「自己成就的予言」、「自己破壊的予言」のケースとして考えることが出来る。

・武道における精神と身体技法については、業（技）中心から、業と心のバランスを重視する武術への変化の中にそれをみることが出来る。

・武道では型と稽古が大切にされる。これはいいかえれば型を身体化する「身体化された型」と、型が身体化される「身体化される型」の二側面を含み、ブルデューのハビトゥスとプラチーグをモデルに、この関係を考えることが出来るかもしれない。

・コミュニケーション論の立場からは、武道は身体的コミュニケーションの場と考えることが出来る。予測を外し、相手に動搖を与えることは、思わぬ不覚と関連する。関係の秩序をどう維持するかを論じたゴフマンの当惑論を越えて、関係の秩序を破壊することを目指す武道のコミュニケーション研究から、新たな当惑論が構想されるかもしれない。

（小椋 博、天理大学）

◆◆シンポジウムを振り返って◆◆

三者の発表は、それぞれ近代化論（多々納）、メタ近代化論（トンプソン）、コミュニケーション論（伊藤）の立場であったといってよいだろう。後半部分の討議はお二人の討議者のコメントから始まった。まず影山健氏は、（1）伝統スポーツとは何かと問われた。そしてその定義が旧来からの常識的なものであるとしたなら、再考する必要があるのではないか。というのも旧来からの生きのびた武道の他にも歴史の陰でうずもれたものもあったと考えられるのである、このようないわばエスニック・スポーツとらえる視点が必要と考えるからだとされた。また（2）なぜ伝統的アプローチに私たちはアプローチしなければならないのか、その根拠を明らかにしてほしい旨のことをのべられた。伝統的スポーツがはたしてきましたイデオロギー効果をまず明確にしておかなければ、やはり危険なのではないか。トンプソン氏のいわれるよう社会学が常識を暴露する役割を持つとするなら、それとまず充分にはたすべきではあるまいか。

次に立たれた西村秀樹氏はいくつかの興味深い指摘をなされたが、そのうちの二、三を要約するにとどめたい。

（1）多々納氏もトンプソン氏も「近代化論」の枠の中で伝統スポーツを論じられたが、ここにはそもそも無理があるのでないか。たとえば相撲においても、合理的側面と非合理的側面があり、近代化論で前者は扱えても、後者を扱うことは困難であるはずだからだ。相撲が持つ様式美は一つの審美観を形成しており、日本人の審美観である「型」の美意識に通じている。このような点において近代化論ははたしてアプローチできるのかどうか疑問がある。（2）伝統スポーツは修養という要素を強く持っている。試合でいわゆるあがることを防止するために、精神の持ち方を訓練する方法を工夫してきた。このような訓練法は心身問題としてたてられるはずだが、こうした視点からのアプローチはなしうるのだろうか。

（3）影山氏の指摘とも結びつくのであるが、伝統スポーツを支えてきた組織原理は家元制度を中心とする縁約の原理であった。この点が天皇制イデオロギーとの接続を容易にし、戦前の武道にみられるイデオロギー効果を担ってきたと思われるが、このような制度は依然として強く残っている。しかしこの制度ゆえに伝統スポーツはスポーツになりえないのであろうが、これがまた日本人にスポーツを楽しむという風土を生み出しにくくしている原因の1つとなっているのではあるまいか。

このように討議者のお二人は以上のような内容の質問を発表者三者に向かってなされ、それをうけて、発表者の応答がなされた。その後、フロアからの質疑が求められると、数多くの方たちの意見が寄せられた。それらの

すべてを要約することはできないが、幾つかを収録しておこう。まず筑波大学の清水氏からは、次の質問がよせられた。武道の研究には社会学的な暴露の必要があるが、その一つに武道のもつ暴力の問題があるのではないか。というのも数多くの武道は武士の身体技法であったのであり、これをスポーツとして取り扱うと、暴力という問題を正当に取り扱うことが困難になる恐れがあるからだ。

次に大阪学院大の池井氏は、武道と神秘主義との結び付きについて述べられた。日本にやってきたドイツ人のヘリゲルは弓の持つ神秘主義に魅かれた。それは彼がドイツ神秘主義の伝統にいたからである。しかし、この両者は彼が考えていたほど密接に結びつくのかどうか。また東海大学の生沼氏は日本の武道の進化と西欧の武道例えればマーシャル・アーツの進化とは類似性があるのかどうかと質問された。以上、見てきたように多様な興味深い質疑が数多く寄せられたが、これらは今後のスポーツ社会学の研究課題もある。第一回目の大会の目的は、体育学と社会学との出会いの場の設定にあった。討議を司会した者の非力で充分なまとめと要望を支えることはできなかったが、当初の目的はかろうじて達成したのではないかと考えている。両者の統合と新たな要望の展開はこれから目標である。発表者、討議者、フロアの皆様方のご協力に感謝いたします。

（亀山佳明、龍谷大学）

発表（横綱について）を振り返って

リー・トンプソン（大阪学院大学）

スポーツ社会学会の皆さん前でお話するのはとても勇気が要ることです。

この程度の発表でいいのか、と悩んでしまうからです。勇気をだして自分の言いたいことをお話しすれば、皆さんの反応を聞き批判を受けることによって、自分も成長するでしょう、と思い切って出ました。

日本の相撲は古いでしょうか、新しいでしょうか。私が思うにはそれは解釈の問題です。しかし、これまで、「古い」という解釈の方がはびこっていたのではないでしょうか。この解釈がひとつの「日本文化論」と密接な関係にあります。それは持ちつ持たれつの関係です。この日本観についてここでは詳しく述べませんが、主として戦前にできたといえましょう。

未だにこの解釈と日本観に魅力を感じる人が居られるでしょうし、それが結構なことだと思います。が、私自身はその考え方方が古くなりつつあるように思います。そ

して、これから日本が世界のなかでやっていくには、あまり通用しない考え方であり、かえって反感を買うような考え方もあるような気がします。

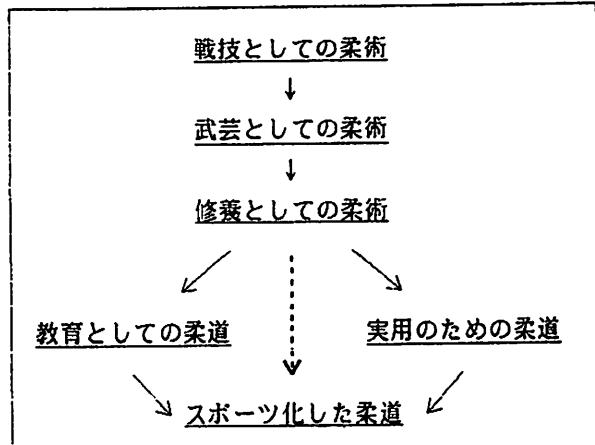
これからの若い研究者に、古い日本觀に捉われないで研究に取り組んでいただきたいと思います。別の方向を示すひとつの試みとして、横綱を取り上げてみました。報告でお示ししたように、横綱の制度化が以外と新しく、明治に入ってからのものです。このことは何を意味するでしょうか。少なくとも、現在の横綱制度から日本人古来のスポーツ觀について論じるようなやりかたが短絡的だといわなければなりません。

では横綱とは何でしょうか。これは私もまだ模索している問題ですが、今考えているのは、近代と伝統を分離して考えるようになった契機にできる、伝統を代表するひとつの装置だ、ということです。近代と伝統を分離する契機を「メタ近代」というふうに仮に命名すれば、横綱というのはその「メタ近代」の產物だといえましょう。

ま、この考えはまだ模索中ですし、従来の近代化論にそんなに興味があるわけでもありません。相撲のことを探求していくうちに迷いこんだ迷路のようなものです。しかしもうしばらくさまよいの快楽を味わおうと思っています。

- 1) 柔術の成立－兵法の分化と流派の乱立－
- 2) 柔術の衰退と変質－前柔道段階－
- 3) 講道館柔道の成立と発展
- 4) 柔道の普及と変容
- 5) ルールの変化から見た柔道の変質

特に江戸期の柔術が理念的・形式的に近代スポーツの特性を既に具備していたこと、換言すれば柔道は嘉納の全くの独創ではなく、そのような柔術の近代的・合理的な再編成こそが柔道の今日的な発展をもたらしたということを強調し、結論的に、次のような図を提示した。



自分の変容と柔道の変容 多々納 秀雄（九州大学）

発表直後の休憩時、「歴史がご専門ですか」と尋ねられた。これまでのところ、自分では専ら理論的研究に傾注してきた積りであつただけに愕然とさせられたが、それだけ発表は社会学からはほど遠く、そして初期の目的つまり「わが国のスポーツと文化の特性を明らかにすること」から遊離していたということであろう。

これまでの自分の研究では「理論の砂上の櫻閣的やるせなさ」と「小さなことであれ事実に触れ得た実感がないことへの飽き足らなさ」があり、自分自身の変容を模索していた折、これまで興味も関心もなかった治五郎を検討している自分を夢に見たことが転機となつた。

前記の屈辱は、今後更に他の武道やスポーツの変容過程の検討とその比較、その国際比較、わが国固有の他の文化との比較等々などを通して、少しづつ晴らしたい。

発表は、次の点に焦点を置いた。

尚、質疑では、武道の精神性が話題になったが、
1)水術・馬術・砲術など武道にならなかつた武術も多い
2)柔道は精神性と無縁な乱取が発展したものとも言える
3)武道が強調する精神性は、近代の武士にとって基本的な生活規範であり、武道特有のものではない。

4)またその強調は、閉鎖的・封建的な幕藩体制の確立、明治期の教育体制の整備、日露戦争以後の国粹主義の高揚などと密接に関連し、軌を一にする。
等々の点を考えると、武道の精神性といわれるものが固有のものか否か、再検討する必要があると思われる。

その同質性・異質性が何である、日舞とダンス同様、武道とスポーツには差異があり、弓道と相撲の発展過程は顕著な違いがあり、それは柔道・剣道とも異なる。武道の変容過程は茶道や華道と異なるが、和算学などとは共通性も多い。柔道を含むわが国の文化において、何が変容し、何が残されているのか。何が特質で、何が要因か。その究明こそが変容した私自身の課題である。

武道の言説・型・実践－剣道の場合
伊藤公雄（大阪大学）

今回の報告では、剣道における－特に近代スポーツとしての剣道の成立以前の－言説や型の問題にふれながら、それらが、現代の社会理論の豊富化にとって、どのような可能性を秘めているかという関心から考察を加えてみた。

議論の中心には、「思わぬ不覚」というテーマを据えた。というのも、武道を「相互に相手を破壊することを目的とした身体的コミュニケーション行為」という観点から考えると、このテーマ設定が問題の所在を示すのにはふさわしいと思われたからである。

こうしたテーマ設定の上で、次のような問題を考察した。「相手を破壊する」ためのコミュニケーション行為において、主体の身体的・精神的構え、相手の把握、状況的ないし構造的規定性、といったさまざまな要素をめぐって、これらに武道はどのような言説を与えてきたか、また、これらの要素の把握の上で、どのような身体技法や精神的修養の方法を生み出してきたのか、ということを論じた。特に型と実践ということをめぐっては、「身体化」（身体化された型／身体化される型）といった視点から、ブルデュー風のハビトゥス／プラティーク論を拡大解釈しつつ援用してみたりもした。

さらに、身体的コミュニケーションとしての武道の実践の場において、武道家たちは、これをどのようにとらえようとしてきたか（一刀流の極意や甲野善紀氏のいう「多方向多要素同時把握進行」などといった言葉を紹介した）を議論し、それを「思わぬ不覚」の問題や「当惑」といったテーマと重ねあわせてみた。

その上で、最後に、「思わぬ不覚」を克服した武道家としての「達人」の問題にふれてみた。武道において「勝とう」とすることと、「負けない」という心構えをもつことの間には、やはり、若干の（あるいは大きな）違いがある。「相い抜け」のような、ともに負けずとともに勝つというスタイルのなかには、「相互に相手を破壊する身体的コミュニケーション」を越えようとする武道の発想が秘められているのではないか。

以上が報告の要旨である。最後に一言。今回、この報告を準備する過程で、報告者は、武道をめぐる言説のなかに思いがけないほど多くの社会学的インプリケーションを見出することができた。しかし、残念ながら、力量不足のためにこの多様なインプリケーションは、いまだ十分に言語化できていない。この武道の社会学には、まだまだ大きな金脈が潜んでいるという予感を報告者は

抱いている。また、他の2名の報告者の発表で論じられた近代化の問題についても、明治以後のいわゆる「日本精神」の「発明」と武士道の関与の仕方など、個人的に大きな関心をもつテーマを見つけ出すことができた。こうした機会を与えてくれたスポーツ社会学会に感謝したいと思う。

〔2〕自由報告の概要

《第一会場午前の発表要旨》

根本涼子氏（筑波大学）は、運動部に伝達される行動規範に性的役割のステレオタイプが存在し、これによる性的ステレオタイプが行われていること、それが教師の部員に対する統制手段として機能していること、これらは運動部という集団特性と関係すること、及びこのような性的ステレオタイプは、スポーツ活動や学校生活、日常生活における女子の潜在的能力を制限する可能性が大であること等を指摘された。

志岐幸子氏（早稲田大学）は、ポイコットや差別等への選手の抗議は個人では困難であること、選手へのドーピングの強制や商業主義による干渉への有効な対策がないこと、選手の権利が軽視されていること、及びこれらを受けて、既存の選手会以外に、選手の権利を保護する組織や制度の必要を指摘された。

笹瀬雅史氏（文化女子大学室蘭短期大学）は、調査した山岳会所属のクラブの特徴として、地域を基盤とした多様な指向別のクラブがあること、女性や中高年齢者の組織化を中心としていること、学習活動を重視していること等を指摘された。また会員は技術の習得のみならず、組織運営への参加、友人関係などの社会関係の評価、登山への権利意識と社会の関係、自然への意識、生涯継続への意欲など、積極的な意識を形成していること等を明らかにされた。

上杉正幸氏（香川大学）は、スポーツ推薦入学願望の規定要因には、職業、運動部経験、学歴などの親の属性、試合頻度、学年、学業成績、種目などの子供の属性があること、有名志向、技術志向、レギュラー志向等が推薦入学願望と相關関係にあること等を示した。さらにこれらを受けて、保護者のスポーツ推薦入学への願望が子供のスポーツ活動に対する過剰な期待や関与となる危険性を指摘された。

荒井貞光（広島大学）は、広島市民二千名に対する調査を通して、レジャー全体の中でのスポーツの位置づけ、活動とニーズの一一致度、時間習慣とスポーツのパターンとの関係等について調査され、現代におけるスポーツの

隆盛は見かけ効果なのか、平日／休日のマルチ化は未成立なのではないか、スポーツ行動の分類基準、レジャー行動としてのスポーツ概念の捉え方等について問題提起された。

〈感想〉

近代社会は男性＝道具体的、女性＝表出的という社会的役割上のステレオタイプと道具体的役割の相対的優位によって支えられてきた社会であり、その成熟と崩壊が近代的な性的ステレオタイプの崩壊と軌を一にしているとの解釈も可能ならば、根本氏の研究は極めて現代的意味を持ち、拡がりあるものになると思われる。

power game、money game といわれる国際スポーツ環境と競技者主体との関係が二項対立的、あるいは単純因果的な加害者－被害者関係としてではなく、両者の間わりのダイナミズムとして把握され、詳細に分析されるならば、志岐氏の研究は一流競技者に関する研究に裨益すること大となろう。

笹瀬氏のテーマに関しては、登山それ自体が持つ、スポーツ文化としての構造的特性が把握され、それとの内具的関連のもとに成員の意識、及び目標達成手段の体系としての組織の問題が分析されることが期待される。登山には近代の論理の反映としての競技スポーツ一般とは異質な特性があり、そこに脱近代スポーツ、生涯スポーツに関する豊かな鉱脈が含まれているように思われるからである。

上杉氏のテーマの背後には、文化としてのスポーツの質という問い合わせがあるようと思われる。知的領域や芸術領域では英才教育、能力の早期の特殊化に対し、人々が比較的許容的であるのは何故であろうか。これは単にスポーツの文化としての後進性にあるのか、または人間の知性や感性と対比される身体性の特性や、その認識の仕方に起因するものであろうか。

荒井氏のテーマからは、多様かつ流動的な人間の活動と意識の合理的パターン化の可能性、スポーツに関して住民が主体的に抱く概念や現実の行動と、それらを対象化し分析しようとする研究者が構成する概念との関係、extensiveな研究の可能性と限界等について、多くの示唆が与えられた。

今大会の第1会場は、実証的研究に統一されていたが、今後、個々の特殊かつ記述的研究の無機的集積を避けるべきであろう。そのためには、先行研究の検討や然るべきパラダイムに則した作業仮説の明確な研究が望まれる。しかし、このことは社会的事実としてのスポーツに関する良質な資料の提出を否定するものではない。

（今村浩明、千葉大学）

《第二会場午前の発表要旨》

身体論と文明論

1. 松村和則（筑波大学）「<オープン・カルチュラルスペース>の現実的基盤を考える－マンデル夫妻、P. ブルデューの仕事に関連して」

松村氏は、P. ブルデューや J. ハーグリーブスらの理論を高く評価するが、フィールドワークのための理論的枠組みとしては余りに抽象度が高すぎるので、そのギャップを、マイクロ・レベルのエスノグラフィックな研究によって埋めていく必要があると考え、そのひとつのモデルをマンデル夫妻によるカリブ海諸国のバスケットボール研究にみている。そして松村氏自身は、こうした考察を踏まえながら、福島県におけるスポーツ・リゾート開発の「現場」を社会学的に解明していくことをめざしている。

2. 清水 諭（筑波大学）「身体技法の歴史・社会学的分析に関する研究－軍隊訓練と体育科教育における身体」

清水氏は、スポーツ社会学固有の領域に属するテーマとして身体の問題を取り上げる。身体論は、自然／文化、主観／客観、自己／世界、言語／行為といった二元論をのりこえる可能性をふくむテーマとして近年さかんに取り上げられているが、清水氏はとくに社会科学の認識論の視点から、M. モース、C. レヴィ＝ストロース、P. ブルデューの議論の系譜を追った。具体的には、今後、軍隊および学校における身体の規格化に焦点をあわせて分析を進めていく予定とのことである。

3. 平野秀秋（法政大学）「スポーツの定義をめぐる諸問題」

平野氏は、広い意味でのスポーツは「遊戯」と本質を共有するという観点から、ホイジンガとカイヨワの遊戯概念の相違を検討し、その背後にホイジンガの古典主義的美学をみる。一方、カイヨワはむしろ「美」の普遍性に懷疑的な現代の思想を代表している。さらに平野氏は、C. レヴィ＝ストロースにおける儀礼／ゲームの対比に触れ、勝つことではなくタイにすることで終了する「儀礼」なかに、ゲーム（スポーツ）の人為性に対する「自然」の回復が象徴されていると論じた。

4. 池井 望（大阪学院大学）「スポーツマンシップと文明－ノルベルト・エリ亞スのスポーツ論」

エリ亞スによれば、「スポーツ」は特殊近代英國的な概念であり、古代・中世のスポーツ的活動はきわめて暴力的で残酷なものであった。こうした暴力性が、中央権力による「暴力の独占」によって規制され馴化されるところにエリ亞スは文明の発展をみているが、池井氏によれば、このエリ亞ス説は「暴力定量の法則」のようなものを前提にしなければ成り立たず、現実的でない。池井説では、むしろイギリスの貴族・紳士階級が、競争者たちができるだけ同じ条件下に置いて賭けを楽しもうとしたことにフェアプレイやスポーツマンシップの起源があるのではないかという。

- ◇ - ◇ -

以上のような報告に対して、フィールドワーカーにとっての「認識」と「実践」の問題（あるいは「研究者」の立場と「生活者」の立場の対立）、身体の「規格化」に対する「解放化」の可能性、スポーツの定義におけるプロ・スポーツの位置付け、日常性／非日常性というカテゴリーの適用範囲、エリ亞スの方法論的立場（フィギュラチオン・ゾチオロギー）などをめぐって、活発な質疑応答と討論が行われた。全体として、広い意味での認識論、方法論、研究姿勢などに関する問題と文明論的な話題とが議論の二つの焦点となつたといえよう。

スポーツというテーマは、一方で清水氏の報告にみられるように「身体」の問題と深く結びつくとともに、他方では松村氏、池井の報告に示されているように「社会」や「文明」の問題を提起する。これら二つの方向性を、平野氏の報告が示唆する自然／人為の軸と組合せて考えていくと、身体論と文明論をつなぐ新しい議論の展開が可能になるのではないかと思われる。

最後に、司会者として報告者諸氏への希望を述べるなら、プレゼンテーションの技術（時間の配分、論点の明快な提示など）にもう少し意を用いていただきたいということがある。たとえば第1報告は前置きに時間をとりすぎたうらみがあるし、第2報告も、もしタイトル通りの趣旨であるならほとんどの本論に触れるところがなかつたということになる。第3報告はオリジナルな論点の提示という点ではすぐれたが、報告の制限時間をかなり超過した。報告の技術という面からみるとかぎり、合格といえるのは、第4報告だけであった。

（井上 俊、大阪大学）

《第一会場午後の発表要旨》

第一会場の午後の部では、川西正志、海老原修、中村祐司、小谷寛二の四氏が報告を行った。

川西氏は「スポーツ・レジャー活動とAgingに関する社会学的研究動向」のなかで、カナダのデータベースSIRLSを利用し、スポーツ・レジャーとエイジングの研究を質的・量的にリビューし検討を試みた。

氏によれば、エイジング研究の約60%が1980年以降に発表されている。研究テーマでは、高齢期と退職期、さらに各年齢コーポートから見た加齢プロセスごとのスポーツ・レジャー参与の量的側面に着目した研究、社会化プロセス、社会参加、生活満足度や情緒的意識・態度の変化などを扱った研究が多いとの結果が出た。

海老原氏は「加齢にともなうスポーツ参加の変動について」のなかで、年齢と社会的行動の関係を分析する際の理論的枠組みについて、実際のデータをもとに、いくつかのモデルを紹介し検討を試みた。スポーツ参加の増減は加齢ではなく、むしろその世代特有の時代背景や属性などの社会的要因に左右されるとの仮説が紹介された。

氏は、スポーツ参加の継続の障害要因として教育レベルに注目した。調査結果からスポーツ参加は中年期で減少、若年期と高齢期で増加というU字型カーブが定説であったが、教育レベルが低い層はU字型、高学歴者は逆にS字型を示すとの見解が示された。

中村氏は「スポーツをめぐる社会パートナーシップ論－イギリスにおけるlocal authoritiesのスポーツ政策を中心に」の中で、法制度的側面からスポーツ政策を検討するための一つの手掛かりとして、イギリスでの地方行政機関とスポーツの関係に注目した。

氏は、イギリスの地方行政機関のスポーツ政策が、60年後半から70年にかけて大きく変化した状況を紹介した。さらには、80年代のサッチャー政権の経済政策によって「効率化」が追求された結果、スポーツ行政に係わる地方の行政機関も性格を変えていった状況を説明した。

小谷氏は「スポーツ社会学へのスポーツ事故訴訟からのアプローチ(1)－大学運動部の事故訴訟を中心にして－」の中で、スポーツ事故に係わっての、法的な責任問題を取り上げた。報告では、大学スポーツの運営体制の概略が示され、そこでの管理のメカニズムが説明された上で、実際に訴訟の形で問われた大学運動部の事故の例を検討することによって、大学運動部の社会的な意義や位置づけについて考察が試みられた。

氏は、大学スポーツの使命が多元化する中で、事故に見られる責任の所在の不明確さからも明かなように、組織体制や役割の再検討が必要であると提言している。

各報告に共通しているのは、先行文献やモデルの検討、基本となるファクツの整理・理解を十分に行った上で、自らの研究テーマを進めていくとする姿勢であった。それぞれの関心は、これまでの日本のスポーツ社会学では、それほど研究が進んでいないが、今後重要になってくる領域のものばかりである。今後の発展を期待したい。

(平井 肇、滋賀大学)

《第二会場午後の発表要旨》

スポーツ社会学の多様な射程

第1回のスポーツ社会学の一般発表では、何をスポーツ社会学の射程とするかを模索するという段階にあり、そのテーマが多様化することは避けることができない。そこで、あえてこれらを一つのテーマとしてまとめるという努力はせず、それぞれのテーマに沿って問題提起をしてみたいと思う。

中江桂子さんの「ヨーロッパ中世の槍試合について」は、槍試合が単なる無規則な試合から暴力を排除したりする禁止事項を設け、試合場を枠で囲むことによって試合空間を創り出し、ゲームとしての様相を呈してきたことを、歴史的資料によって検証された。さらに、その試合を観戦する女性が社会的に登場し、それによって槍試合がよりゲーム化していくという変遷にも言及された。中世における槍試合においては、女性が象徴的に扱われるようになったことによって、社会への進出があったということである。これらの論議をふまえて、中世槍試合におけるトーナメントという試合形式が、中世の社会で果たす意味について論究されれば、さらに興味あるテーマに発展していくようと思われる。

白石義郎さんの「教育改革運動とスポーツ課外活動の参加制限」は、定期試験を1科目でも不合格(NO-PASS)の時は、課外活動への参加を禁止する(NO-PLAY)というテキサス州の教育改革運動に焦点を当て、現代の過熱化する部活動と学校教育との関係を分析したものである。これは学校が社会的なスポーツの制度を規定するという点においてユニークであるとともにスポーツそのものが教育的価値を含むといった社会的通念に対して問題を投げかける現象として捉えることができる。過去において日本でも対外試合を制限する学校があつたらしいが、それが制度として成立しなかったことは、今後の日本の部活動と学校教育を考えていく上で非常に示唆深い。その意味で、スポーツ制度と教育制度の比較文化論に発展されるとインパクトのある研究になるのではないかと思わ

れる。

松田恵示さんの「スポーツマンガにみられるスポーツメタファーに関する社会学的考察」は、スポーツマンガに社会的価値のメタファーを見いだそうとする試みで、ドラマとしてのスポーツでは、人生、友情、努力、勝利の快感、成長等のメタファーとしてスポーツが描かれている。また、規範としてのスポーツでは、カウンターカルチャーとしての機能を有しており、アメニティとしてのスポーツでは、一種の「ここちよさ」に裏付けられたメタファーが存在するという。いずれにせよ、スポーツマンガはそのメタファーがゆえに、それを享受するものにとっては、ある種のスポーツのイメージを創り出しているという社会的機能は見逃すことができない。同時に、メタファーの前提となっているスポーツの常識を浮き彫りにしてくれるという点で、今後、発展性を感じさせる興味深い研究である。

日下裕弘さんの「“ゆ”と日本人に関する研究」は、古代・中世には神事として行われていた聖なる「ゆ」が、近世になって、温泉や江戸の風呂、また湯治といった俗なる「ゆ」に変わり、さらに現在では、温泉ツアーやケアハウスにみられるような遊としての「ゆ」に変わってきた歴史的事実をふまえて、「空」または「無」の身体文化を求める「ゆ」こそが、日本人の遊の本質ではないだろうかと提案する。しかも、聖と俗の通過点としての遊には、水と関係深い文化が存在するところから、「ゆ」が日本の身体文化を解明する鍵を握るという仮説が導き出されてくる。「ゆ」が身体文化の遊の部分でどのような機能を果してくるのかの実証的な研究が今後望まれる。

(杉本厚夫、京都教育大学)

[3] 発表を聞いて

《第一回大会の外野席観戦記》

ほとんど外野席からの観戦的な参加であったが、懇親会も含めて、大いに知的刺激を受けた第一回の大会だった。内野席や、ましてグランドにも降りたことがない立場であるが、とりわけ印象に残ったことを二つほど記してみたい。

日本においては明治維新以降、身体の近代化が軍隊と学校という典型的な「近代」の制度によって遂行された。そして、とりわけ1920年代以降、生活の合理化のかけ声によって、「身の回りの」合理化努力とともに、「身体そのものの合理化」努力として、スポーツ、体操、保健行為等が、学校を越えて社会にも溢れ出ていったこ

ことは歴史研究の明らかにするところである。

そうした、いわば近代的身体及び身体技法への再編成の過程を社会学的パラダイムのもとに捉え直そうという試みが、筑波大学清水論議員の「身体技法の歴史・社会学的分析に関する研究」であったと思う。報告はM・モースとP・ブルデューなどの論点を整理することで、研究の理論的ベースを提供するものであった。この研究は、現在の日本の学校スポーツの「反スポーツ」性をも説明しうるバースペクティブを持っているように思う。今後の研究の展開を大いに期待したい。

さて、スポーツ社会学会の課題のひとつとして発展させてもらいたいことがあるので、ここでちょっとナゾナゾをひとつ。

「ある有名な柔道選手Aの弟Bは、有名なプロ野球の投手である。しかし、実はそのB投手に兄はいないのである。この2人の関係はどういう関係であろうか。」

これはナゾナゾにもならないと、怒られる方が多いとすれば、私がこれ以上駄文を書き連ねる必要はないのだが、もちろん答えは、「姉と弟の関係」である。人類は一応、男と女の二種類で構成されているのだから、これはナゾナゾになるようなものではない。しかし、かなりの方が、「柔道選手」という文字からイメージされたのは男性であったのではないだろうか。そのイメージを作った上で、文を読み進めると、私の狙い通りのナゾナゾとなるわけである。

歴史的にみて、「スポーツは男性性を披瀝する場であった」という見解もあるが、現代でも、スポーツする女性は、性役割の面で心理的にも社会的にも大きなコンフリクトを抱えていると指摘されている。

様々な領域での性の平等化のなかで、スポーツが身体を媒介とした象徴行為であるとすれば、生物学的な性差が否応なく伴う行為でもある。レスリングや柔道、フットボール系への女性の進出がすすむ一方で、相撲やボクシングなど「男らしい」スポーツの男性スター選手がもてはやされ、またフィギュア・スケートやシンクロナイズド・スイミングや新体操は隆盛を極めている。これらの現象をどう解読すればいいのだろうか。一面では女性のスポーツへの進出は、女性というアイデンティティを身体的に表現し始めたということが言えようが、他面、スポーツを媒介として性差が固定的に表現されている面も存在するのではないか。つまり、これらのスポーツがメディアを通じて表現されることで、ますますコンベンショナルな「男らしさ」「女らしさ」を表現する行為となっているといえよう。とすれば、スポーツそのもの、そしてまた性とスポーツに関連してなされる言説は、ジェンダー研究の宝庫なのではないだろうか。

そうした意味で、スポーツ社会学は、スポーツという分野を超えて、より広い社会的文脈でのジェンダー研究の格好のアリーナだといえるだろう。

今回の報告では、筑波大学大学院の根本涼子会員の報告『運動部活動における性的ステレオタイプに関する研究』が、この分野に属するものであろう。それは教育社会学で行われている「性役割の社会化」研究のフィールドを学校クラブ活動に求めたものであったが、今後スポーツそれ自体と性役割との関連に迫ってもらいたいものである。

全体としてこじんまりとした学会、これからは私も、グランドに降りるなり、リングにあがるなりして、バトルロイヤルをやってみたい気になった第一回大会であった。

(黒田 勇、大阪経済大学)

《学会大会を傍聴して》

◇はじめに

スポーツの学際的研究をめざすスポーツ社会学会への期待は、社会学とスポーツ社会学の合流でスポーツ研究の新しい地平を切り拓くことである。

スポーツはいま、空前のブームを迎えており、日本社会にスポーツが定着するには、なお、かなりの日時を要しよう。

たとえば、総理府の「体力・スポーツに関する世論調査」は、スポーツの動向をみるデータとして利用されることが多い。本年3月に発表された同調査によると、昨年一年間に運動やスポーツをした成人の割合は65.7%で3人に2人はスポーツ人口だという。だがその運動種目は体操、ウォーキング、軽い球技が大半(約65%)で、スポーツを楽しむ人口の調査というよりは、健康・体力作りのためにラジオ体操や散歩をしている人口の調査といった内容である。

この調査は総理府が文部省と協力して、ほぼ三年毎に行っているものだが、スポーツの指標とするにはかなりの吟味を要しよう。

◇シンポジウムについて

ところで、武道や武士道が日本のスポーツに濃い影を落としていることは、多くの先行研究が指摘しているだけに、社会学的アプローチへの期待は大きかったし、各演者の講演も傾聴に値するものであった。

ただ、日本のスポーツの現況から伝統スポーツを捉える視点がもう少しあってもよかったです。

例えば、明治初期にアメリカから伝播した野球は本来、

伝統スポーツとは無縁だが、そこに武士道の教義である精神修養や人格の向上などが持ち込まれ定着してきた過程や、その延長線上にある野球道という精神主義が、現代のリトル・リーグから、高校野球、プロ野球までを律している事実への論究である。

ちなみにいえば、東京運動記者クラブに加盟するマスコミ各社は約50社だが、関西運動記者クラブには約150社が加盟している。もちろん、高校野球を取材するためである。

特に夏の甲子園は「国民的行事」といわれるほどに巨大化し、人々は地元の予選からマスコミの報道に一喜一憂する。マスコミはスター主義・勝利主義で、選手、監督をたたえ、泥、汗、涙を美談調で伝え、販売政策に利用する。「主催は朝日、新聞は読売」といったことは、今でも新聞拡販に利用されており、各支局は地元予選に新人記者も女性記者も根こそぎ動員して取材する。

高校野球の功罪は様ざまに論じられてきたし、近年はスポーツ・ドクターからの警告がめだつ。マスコミ関係者のなかにも高校野球を批判する声はあるが、予選がはじまるとき対論はかき消される。

なぜ、日本人は野球好きなのだろうか？

今年のゴールデン・ウィークには、プロ野球の観客数が連日新記録を更新した。巨人軍の凋落はプロ野球人気を下げるという神話は、根拠を失ったようにみえる。

野球を分析することで、日本社会の構造を透視することはできないか。そのキーは野球道をどう捉え直すかにかかっていると思う。

神戸製鋼ラグビー部で活躍中のイアン・ウィリアムス（オーストラリア）は、学校と企業を母体にした日本のスポーツのあり方に疑問を呈し、日本には本来の意味のスポーツはない、日本のは体育で、ガンバレとか根性とかいう掛け声は武士道の精神論だ、という趣旨のことを語っている（山田ゆかり「すぐ腕外国人選手の『熱列ニッポン』」、週間朝日、5月1日号）が、一流選手として国際試合で闘ってきたウィリアムスからみると、日本のスポーツはホンモノから遠いのだろう。

時代は確実に体育からスポーツへ動いているが、学校と企業の保護で発展した日本のスポーツ構造に変化の兆しは未だみえない。

時津賢児氏は、その著『パリからの武道論—国際文化としてのカラテ』で、武道を「インターナショナルな心と身体の鍛錬法」として、異文化のなかに根づかせようとした体験を語っているが、内容は剣道を中心とした日本文化論であり、スポーツ文化の伝播と定着の過程は単純でないことが分かって興味をそそられる。

武道は国際化する過程でスポーツ化するとばかりは言

い切れないのだ。

◇一般発表について

二会場で行われた一般発表の一部には、体育学会の体育社会学分科会の発表とほとんど変わらない発表も散見された。だが、全般的に意欲的な発表が多かったように思う。

張り切りすぎて時間配分に失敗し、本論に入る前に時間ぎれで折角の発表が中断してしまったり、昨年の体育社会学分科会の統報を発表したりするような不手際は次回の大会からなくしてほしいものである。

（伊藤政吉、「体育科教育」編集長）

IV. スポーツ社会学会に期待すること

谷口源太郎（ジャーナリスト）

京大名誉教授であった故桑原武夫氏が、あるシンポジウムでスポーツについて語られた言葉は約10年経過した今でも強く印象に残っている。

「…スポーツに関する日本人の著作を幾冊か読んだ。そして多くの事実を教わったが、率直に言って、スポーツの思想としては浅いように感じた。そして思想を深めることなしに、現代スポーツの問題は解けないことを痛感した。すぐれたスポーツ思想家の生まれることを期待する。」

桑原氏は、数冊の著書を読んだうえでの感想として、このように述べている。わずか数冊を読んだ感想としては、あまりにも手厳し過ぎるのではないか、と思えた。と同時に一方では、さすがに鋭い指摘だ、と納得したのも事実であった。

講演のなかで桑原氏は、現代文明、現代文化としてスポーツを位置づけ、スポーツと科学、スポーツと経済、スポーツと政治、スポーツと宗教、さらにアマ・プロ、スポーツ権など広範囲にわたるテーマにふれている。

私が、ここで注目したいのは、そうした重要なテーマについてどこまで学問的な追求がなされているのかということよりも、現代社会におけるスポーツの抱えるアクチュアルな問題を的確にとらえる桑原氏の視点の鋭さであった。

日本でも、ヨーロッパのスポーツに関する様々な財産を紹介し、分析・研究する努力は積み重ねられてきているといえるであろう。

ただ、こうした努力の成果が、日本の社会におけるスポーツのあり方にどのような影響を与えてきたのだろうか。スポーツに関する学会が次々と組織されていること

こうみれば、そのなかで様々な角度から専門的な研究が、そそらくなされているのであろうが、その内容は、いっこうに表に出されない。研究成果を学会内部に閉じこめていたのでは、意味がないと私は思う。

現代社会においてスポーツは人間にとって、ぬきさしない存在になってきている。現代社会の激動とともにスポーツに関するアクチュアルな問題が次々に起る。こうした問題を重要な手掛かりとしながらスポーツの現状を認識し、問題解決への道を探っていくかなければならない。日本スポーツ社会学会に期待するのは、そのようなダイナミズムを内ばかりでなく外に向けても実現していくことである。そこに桑原氏の指摘するスポーツ思想が不可欠となることはいうまでもなかろう。

V. 学会情報

1)北米スポーツ社会学会(NASSS)に入会ご希望の方は、以下の住所にご連絡下さい。

年会費は、US\$50.00です。

NASSS:

Gai Berlage
NASSS Treasurer
Dept. of Sociology
Iona College
New Rochelle, NY 10801-1890
U.S.A.

2)海外の学会など

• Olympic Scientific Congress, Malaga, Spain,
July, 15-19, 1992.
The conference's main theme is Sport and
Quality of Life. CONTACT 1992 OSC Organizing
Committee, Edificio Unisport, Avda. Santa Rose
de Lima s/n., 29007-Malaga, Spain

• American Sociological Association, Pittsburg,

Pennsylvania, U.S.A., August 20-24, 1992

• North American Society for the Sport,
Toledo, Ohio, U.S.A., November 4-7, 1992

VI. 事務局より

- ・別紙の通り、会費の納入をお願いいたします。
- ・会員の方で、住所等の変更がございましたら、事務局までお知らせ下さい。

〈編集後記〉

お忙しいところ原稿をお送りいただきまして、ありがとうございました。学会発表会の時点で、原稿依頼の連絡をしませんでしたが、思い出して書いていただき感謝しております。

スポーツ社会学の領域に限らず、会員の皆様の持つ情報を、お送りください。また、特に、大学院生のご意見や原稿をお待ちいたしております。

(清水 諭、筑波大学)